

**使用済インクカートリッジ回収箱の設置**

▼問合せ 環境課  
☎62-0719

使用済インクカートリッジの回収箱を役場正面玄関付近に設置しました。ごみの減量化とリサイクルの推進にご理解ご協力をお願いします。  
**注意事項**  
業務用及びリサイクル品は、回収できません。  
純正品以外のものは回収箱に入れないでください。

**宅配によるパソコン等の回収**

▼問合せ 環境課  
☎62-0719

認定事業者であるリネットジャパン株式会社と協定を締結し、4月1日(木)から宅配便によるパソコン等の回収を始めました。  
回収費用・支払方法・回収対象品目等について詳しくは、町ホームページまたはリネットジャパンリサイクル株式会社ホームページをご確認ください。

**小川地区衛生組合からのお知らせ**

▼問合せ 小川地区衛生組合  
☎72-0441

組合構成町村(小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村)では、令和2年3月31日の埼玉中部資源循環組合の解散を受け、今後の可燃ごみ処理のあり方を検討してまいりました。検討の結果、令和4年度から民間へ委託することとし、委託先を公募型プロポーザル方式により選定した結果、次のとおり候補者を決定しました。  
**業務名**  
小川地区衛生組合  
可燃ごみ処理業務委託  
オリックス資源循環株式会社  
(寄居町・彩の国資源循環工場内)

**特定者**

オリックス資源循環株式会社

**中小企業・小規模企業振興基本条例制定に向けた意見募集**

▼問合せ 企業支援課  
☎62-0720

町では、中小企業・小規模企業が町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関して基本理念を定め、町、中小企業・小規模企業、嵐山町商工会、

**水道メーター検針にご協力を**

▼問合せ 上下水道課  
☎62-0728

水道メーターの検針は、偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に実施しています。  
メーター検針作業を円滑に行うため、皆さまのご協力をお願いします。  
※水道をご利用になっていない場合でも検針させていただきます。

**慰霊巡拝について**

▼問合せ 県福祉部社会福祉課  
☎048-830-3286

国において旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、または旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡された方のご遺族を対象とした慰霊巡拝事業を行います。詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。

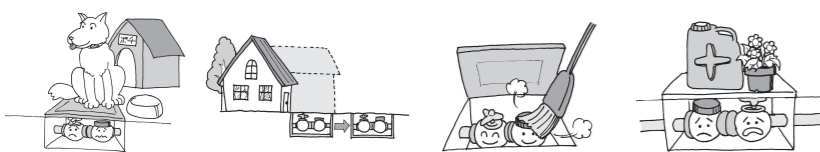
**建物を取り壊した方は届出が必要です**

▼問合せ 税務課  
☎62-2153

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物等の所有者に、1年間の税額を負担していただく制度です。建物の一部や全部を取り壊した方は、「家屋滅失申請書」を提出してください。届出がないと課税してしまう場合があります。

取り壊しているにもかかわらず納税通知書にその建物が記載されている場合も同様に届出をお願いします。取り壊した日付が分かる書類(解体の領収書など)も併せてお持ちください。  
なお、取り壊し(滅失)登記がお済みの方は、届出の必要はありません。

**水道メーター検針にご協力を**



犬は出入口や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。  
家の増改築などで、水道メーターが屋内や床下になる場合は、検針がしやすい場所へ移してください。  
メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。  
メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

**令和3年度の固定資産税が確認できます**

—4月1日(木)~5月31日(月)— (土・日曜、祝日は除く)

確認できる内容		確認できる方	持参するもの	手数料	
縦覧	土地価格縦覧帳簿	所在地、地積、評価額、地目都市区分など	土地に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 納税者から委任された方	納税通知書 委任状	
	家屋評価縦覧帳簿	所在地、構造、床面積、階層評価額、建築年など	家屋に係る納税者及び同居の親族、納税管理人 納税者から委任された方		納税通知書 委任状
閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)	所有する土地・家屋の評価額など	町内に土地・家屋を所有する者及び同居の親族、納税管理人 所有者から委任された方	納税通知書 委任状	
		借地の評価額など	借地人(契約者)		賃貸借契約書
		借地・借家の評価額など	借家人(契約者)		賃貸借契約書
公開	路線価格などの図面	市街化区域：路線価格 調整区域：1㎡当たりの評価額	年間通して誰でも確認できます	特にありません	

本人確認のできる書類例 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等

問合せ 税務課 ☎62-2153

金融機関及び町民の役割、連携等を明確にし、当該振興に関する施策を総合的に推進するため、条例の制定を検討しています。  
条例制定にあたり皆さんの意見を募集します。  
条例案や意見提出方法等の詳細は4月1日(木)以降、町ホームページをご覧ください。

**「町民スポーツの日」嵐山町ヘルシースポーツフェスティバルの開催見送り**

▼問合せ 教育委員会事務局  
☎62-0824

毎年5月の第2日曜日に実施している「町民スポーツの日」嵐山町ヘルシースポーツフェスティバル(主催：嵐山町、嵐山町教育委員会、嵐山町スポーツ協会)は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、また運営スタッフや大会参加者等全員の同ウイルスワクチンの接種が確認できていないことなどから、令和3年度の同事業の開催を見送ります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
今後はより多くの方が気軽に参加できるイベントになるよう、企画を進めてまいります。ご期待ください。

**ラベンダーまつりの開催見送り**

▼問合せ 農政課  
☎59-6671

現在、新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況であり、ラベンダーの植え替えも間もないことから、今年の「らんざんラベンダーまつり」は開催を見送ります。  
ラベンダー園の見学は可能ですが見学の際は次のことにご留意ください。  
●ラベンダー園周辺の道路への駐車はしないでください。  
●見学の際には、周辺の有料駐車場をご利用ください。  
●園内に歩道を設けます。順路に従い見学してください。  
●園内スタッフ及び作業員の指示に従い、園内作業の妨げとならないようにしてください。  
●株の育成を最優先とするため、見頃であっても花穂の剪定を行います。  
●生花や特産品の販売を行う予定ですので、ご利用ください。  
また、ラベンダー園について、これまで千年の苑事業推進協議会が管理運営をしてまいりましたが、4月からは嵐山町観光協会に移管されることになりました。